

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について」へのコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

(別紙1) コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	当協会から提出した意見・質問	No.	金融庁の考え方
1	今回の改正の背景、目的をご教示いただきたくお願いいたします。	1	<p>金融庁はこれまで、金融機関等に対し、GLの「対応が求められる事項」に則した態勢の整備について、2024年3月末までに完了させることを要請し、金融機関等ではマネロン等リスク管理の基礎的な態勢整備を実施いただいたと認識しています。金融機関等における基礎的な態勢整備が概ね完了した中、今回の改正は、預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策強化やFATF第五次審査のメソドロジー等、足許の金融機関を取り巻く環境変化等を整理し、金融機関等におけるマネロン等リスク管理態勢の維持・高度化を促進するものです。</p> <p>なお、「対応が期待される事項」や「先進的な取組み事例」については本来、特定の場面や、一定の規模・業容等を擁する金融機関等において、より堅牢なマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の構築の観点から対応することが求められる事項であると考えておりますので、今般、取組事例の一つとして、必要に応じて、既存の「対応が求められる事項」のFAQに記載を移しております。そのため、自らの直面するリスク等に応じて、対応が必要と判断した金融機関等では、引き続き取り組んでいただくものと考えております。</p>
2	<p>【対応が期待される事項】【先進的な取組み事例】の削除について、「II-2(5)」については現行の【対応が期待される事項】が【対応が求められる事項】となっておりますが、それ以外の項目については【対応が期待される事項】の削除のみであり、【対応が求められる事項】自体に変更がない（関連表現の一部変更を除く）認識です。つきましては、以下の2点についてお伺いしたいです。</p> <p>①「対応が期待される事項」「先進的な取組み事例」が削除された背景、および今般の改正の主旨</p> <p>②①に伴い、実務的に従来のガイドライン内容に加えて新たに対応すべき事項があるのか</p>	6	<p>「対応が期待される事項」や「先進的な取組み事例」は本来、特定の場面や、一定の規模・業容等を擁する金融機関等において、より堅牢なマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の構築の観点から対応することが求められる事項であると考えておりますので、今般、取組事例の一つとして、必要に応じて、既存の「対応が求められる事項」のFAQに記載を移しております。そのため、自らの直面するリスク等に応じて、対応が必要と判断した金融機関等では、引き続き取り組んでいただくものと考えております。</p> <p>なお、具体的な内容については、改正後FAQをご参照ください。</p>

No.	当協会から提出した意見・質問	No.	金融庁の考え方
3	「対応が期待される事項」がガイドラインから削除されることによって、事業者として期待されるレベルや対応事項に変更はございますでしょうか。	7	
4	現行から削除となっている内容は FAQ へ移行される理解で相違ございませんでしょうか。	9	
5	FAQ に移行される場合、FAQ の改正はいつを予定されておりますでしょうか。	10	
6	<p>外部委託先の態勢検証が「対応が求められる事項」として新設されておりますが、ガイドライン改正後に各事業者求められる具体的な対応事項は、現行 FAQ「Ⅲ-3 経営管理（三つの防衛線等）（柱書）」に記載されている下記内容と認識して相違ございませんでしょうか。</p> <p>業務委託先が取引時確認や顧客管理業務の一部を実施している場合においても、委託元の金融機関等が顧客管理に関する責任を負います。このため、例えば、当該委託先を第1線と位置付け、第2線が必要な牽制・支援を行い、委託元の責任で必要な文書管理を行うことなどが必要であると考えられます。この場合、第3線は、第2線において委託先の牽制や支援を適切に実施しているかを監査することとなります。また、外部へのアウトソーシングに関し、個人情報の授受が行われる場合は、個人情報の共有に関する合意があらかじめ得られていること、守秘義務契約の締結や情報セキュリティに問題ない先であることの確認がなされていることにも留意する必要があります。</p>	40	<p>外部委託先の態勢に係る検証については、関連する法令の規定をその適用関係に応じ遵守し、業態ごとの監督指針等に留意することは当然として、お示しいただいた点も含めて、外部委託を検討している業務の特性等や当該業務において外部委託先の果たす役割等に応じて、例えば、委託した業務を遂行した結果を事後的に確認すること、外部委託先との契約によって外部委託先に確実な業務実施を求めること、質問票等を用いて詳細に外部委託先の方針や業務遂行の態勢等を聴取すること等、様々な方法が考えられます。よって、各金融機関等において、外部委託を検討している業務の特性等や当該業務において外部委託先の果たす役割等を考慮して、検証方法や時期等を検討することが重要です。</p>
7	事業者は「よくあるご質問（FAQ）」を基に実務的な対応を検討することとなりますので、今般のガイドライン改正に合わせて「よくあるご質問（FAQ）」についても改正をしていただきたく存じます。	50	<p>今般の GL 改正にあわせて、必要に応じて、関連する FAQ についても改正しております。</p> <p>具体的な内容については、改正後 FAQ をご参照ください。</p>
8	今回の改正により、「対応が求められる事項」へ変更となる内容の対応期限は明示されますか。	52	改正後 GL における「対応が求められる事項」について、対応期限を明示する予定は現状ございませんが、金融機関等において合理的な期日までに取り組んでいただくものと認識しております。